

●香川県告示第317号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和5年12月22日

香川県知事 池田豊人

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
5-13	令和5年12月21日から 令和8年12月20日まで	医療法人社団百石病院	高松市屋島西町1937番地1
5-14	令和5年12月21日から 令和8年12月20日まで	医療法人社団新進会おさか脳 神経外科病院	高松市三名町378番地1
5-15	令和5年12月21日から 令和8年12月20日まで	香川医療生活協同組合高松平 和病院	高松市栗林町一丁目4番1号
5-16	令和5年12月21日から 令和8年12月20日まで	医療法人社団愛有会岩崎病院	三豊市詫間町松崎2780番地 426
5-17	令和5年12月21日から 令和8年12月20日まで	医療法人社団豊南会香川井下 病院	観音寺市大野原町花稻818番 地1